

議案第19号

関市消費生活センター条例の制定について

関市消費生活センター条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、関市消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、この条例を定めようとする。

関市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(事務)

第2条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市民の消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) その他消費生活の安定及び向上に関すること。

(名称、住所等の公示)

第3条 市長は、センターを設置したときは、遅延なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び住所
- (2) 前条第1号の事務を行う日及び時間

(センター長及び職員)

第4条 センターには、センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 センターは、前条の消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談

員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 センターは、当該センターにおいて第2条に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 センターは、第2条に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。